（略）	（略）	（略）
第三十六条（見出しを含む。）及び第三十七条（見出しを含む。）	第十六条の三第二項	第十六条の三第二項（法第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
（削る）	（削る）	（削る）
第四十二条（見出しを含む。）及び第四十三条（見出しを含む。）	第十六条の六第二項	第十六条の六第二項（法第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
（削る）	（削る）	（削る）

（法第十条の厚生労働省令で定めるもの）

第二十二条の二　法第十条の厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。

一　法第九条の五第二項の規定による申出をしなかったこと。

二　法第九条の五第二項の規定による申出が事業主の意に反する内容であったこと。

三　法第九条の五第三項の規定により同条第二項の規定による申出に係る就業可能日等を変更したこと又は当該申出を撤回したこと。

四　法第九条の五第四項の同意をしなかったこと。

五　法第九条の五第五項の規定により同条第四項の同意の全部又は一部を撤回したこと。

（法第十二条第三項の指定）

第二十六条　第十二条の規定は、法第十二条第三項の指定について準用する。この場合において、第十二条第二項中「第七条第五項及び第六項」とあるのは、「第二十三条第二項の規定により準用された第七条第五項及び第六項」と読み替えるものとする。

（削る）

（法第十四条第三項において準用する法第八条第四項の厚生労働省令で定める事由）

第三十条　法第十四条第三項において準用する法第八条第四項の厚生労働省令で定める事由は、次のとおりとする。

一～三　（略）

（法第二十一条第一項の厚生労働省令で定める事項）

第六十九条の四　法第二十一条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　（略）

二　育児休業申出等（育児休業申出及び出生時育児休業申出をいう。第七十一条において同じ。）の申出先

三　（略）

四　労働者が育児休業期間及び出生時育児休業期間について負担すべき社会保険料の取扱い

（略）	（略）	（略）
第三十六条（見出しを含む。）	第十六条の三第二項	第十六条の三第二項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第三十七条（見出しを含む。）	第十六条の三第二項	第十六条の三第二項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第四十二条（見出しを含む。）	第十六条の六第二項	第十六条の六第二項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第四十三条（見出しを含む。）	第十六条の六第二項	第十六条の六第二項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

（新設）

（法第十二条第三項の指定）

第二十六条　法第十二条第三項の指定は、介護休業開始予定日とされた日（その日が介護休業申出があった日の翌日から起算して三日を経過する日後の日である場合にあっては、当該三日を経過する日）までに、介護休業開始予定日として指定する日を介護休業申出をした労働者に通知することによって行わなければならない。

2　第十二条第二項の規定は、前項の指定について準用する。

（法第十四条第三項において準用する法第八条第三項の厚生労働省令で定める事由）

第三十条　法第十四条第三項において準用する法第八条第三項の厚生労働省令で定める事由は、次のとおりとする。

一～三　（略）

（法第二十一条第一項の厚生労働省令で定める事項）

第六十九条の四　法第二十一条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　（略）

二　育児休業申出の申出先

三　（略）

四　労働者が育児休業期間について負担すべき社会保険料の取扱い